

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について

1. 改正の趣旨

- 本法は、平成12年の有明海におけるノリの大不作を契機に、**有明海及び八代海等の再生を目的**に平成14年に**議員立法**で制定された法律。
- 本法に規定された漁港漁場整備事業の**補助割合の特例措置**は、**令和3年度末が期限**となっている。また、当該事業については、**公害財特法**（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）により**地方債の特例等の財政措置**が行われてきたが、**令和2年度末で同法の期限が到来**。
- 有明海・八代海等の再生は道半ばであり、事業実施に支障が出ないためには、**補助割合の特例措置及び地方債の特例措置を本法に追加**して、**本年3月までに法改正の上、延長を行うことが不可欠**。

2. 改正の内容

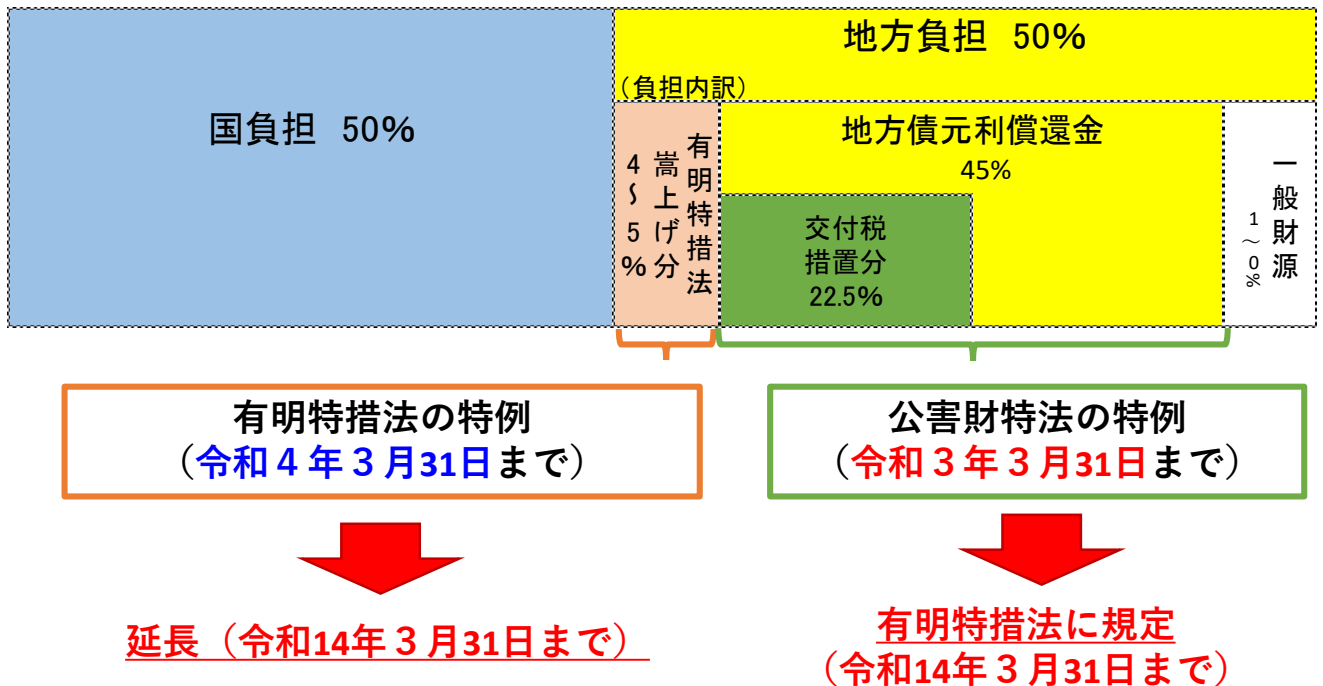
- (1) 国の補助割合の特例、地方債の特例（令和3年度～令和13年度）
 - ア 地方公共団体が行う港湾又は漁港における汚泥等のしゅんせつ事業
⇒ 2分の1
 - イ 地方公共団体が行う漁場における特定の漁港漁場整備事業のうち
 - ① 県が行う大規模な事業※ ⇒ 54～55%
※ 総額5000万円以上の事業（現行の補助の嵩上げ（55～54%）の対象事業）
 - ② ①以外の事業 ⇒ 2分の1
 - ウ 地方債の特例
 - ア及びイの事業の経費につき、地方債をもって財源とすることができるものとする。
 - ⇒ 新設
- (2) その他の所要の改正
 - ア 国・地方公共団体の努力義務に海岸漂着物の処理を追加
 - イ 有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行状況の公表
- (3) 施行期日
この法律は、令和3年4月1日から施行すること。

(参考)

(1) 国の補助割合の特例、地方債の特例

- 県が行う大規模な漁場における特定の漁港漁場整備事業※に関する特例措置

※堆積物の除去、覆砂、海底耕うん、作れい等の事業



- 他に、港湾・漁港における汚泥等のしゅんせつ事業、市町村が行う漁場における特定の漁港漁場整備事業について、現行と同等の補助割合及び地方債の特例を規定。

(2) 海岸漂着物の処理

現行の「漂流物の除去」に加え、「海岸漂着物の処理」を明記。

(3) 有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行の状況の公表

評価委員会の所掌事務の遂行状況を分かりやすい形で公表。

(4) 施行期日

令和3年4月1日